

北上市条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の規定に基づき、北上市が発注する資格を定めて行う条件付一般競争入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる種類は、次の各号に掲げるもののうちで市長が指定するものとする。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 建設工事 | 200万円以上 |
| (2) 測量・建設コンサルタント及び地質調査業務 | 100万円以上 |
| (3) 業務委託（前号の業務を除く。） | 100万円以上 |
| (4) 物品等の購入 | 150万円以上 |

2 市長は、前項の規定するもののほか、条件付一般競争入札に付することが適当と認めたときは、条件付一般競争入札を行うことができる。

(入札参加資格)

第3条 市長は、次の各号について、条件付一般競争入札に参加するための資格を定めるものとする。ただし、必要に応じてその一部を定めないことができる。

- (1) 本店又は営業所等の所在地に関すること。
- (2) 建設工事の種類別の区分及び等級別の格付けに関すること。
- (3) 当該入札対象と同等又は同種の実績に関すること。
- (4) 同一の代表取締役が、複数の会社の代表取締役を兼務している場合の入札参加に関すること。
- (5) その他市長が必要とする事項

2 前項に掲げるもののほか、条件付一般競争入札に参加するために必要な資格は、次の各号の要件を満たしているものとする。

- (1) 北上市競争入札等参加資格審査申請において、対象種類ごとに資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 納期が到来している北上市の市税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税に未納のない者であること。

(入札の公告)

第4条 条件付一般競争入札を行うときは、政令第167条の6及び北上市契約規則第3条の規定に基づき、公告するものとする。

(入札参加申請)

第5条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、市長が指定する期日までに指定する用紙により窓口に提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

2 指定期日までに申請書等を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、条件付一般競争入札に参加できないものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 市長は、入札参加希望者の参加資格について審査し（以下「資格審査」という。）、参加資格の有無を通知するものとする。

2 前項により参加資格がないと通知された者は、通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に、書面をもって市長に説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による説明を求められた日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面をもって回答するものとする。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、すでに提出されている書類等で資格審査の必要がないと認めた時は、資格審査を省略することができるものとする。

(入札説明書等)

第7条 対象入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の確認は、閲覧によるものとし、市長が指定する期間及び場所において行うものとする。

(入札説明書等に関する質問及び回答)

第8条 入札参加希望者は、入札説明書等に関する質問がある場合には、電子メール、ファクス、電子入札システム又は文書により、市長に申し出ることができる。

2 前項の質問及び質問に対する回答は、入札公告に明示する期間中ホームページに掲載する。

(入札保証金及び契約保証金)

第9条 入札保証金は、北上市契約規則（以下「規則」という。）第4条、第5条、第6条及び第7条に定めるところによるものとする。

2 契約保証金は、規則第23条、第24条、第25条及び第26条に定めるところによるものとする。

(入札の不参加)

第10条 申込書等を提出した後、入札参加希望者がやむを得ない事情により入札に参加できない場合は、市長は、入札参加希望者の申出を受けて不参加を承諾することができるものとする。

(入札の無効等)

第11条 規則11条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 同一の対象案件に対する同一の者の2通以上の入札
- (2) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (3) 入札担当職員の指示に従わない者又は入札会場の秩序を乱す者のした入札
- (4) 入札者が定刻までに投函をしない入札

(公正な入札の確保)

第12条 公正な入札の確保のため、入札参加者は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は、災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 入札参加者が2者に満たないときは入札を中止する。
- (4) 入札参加者は、関係法令、公告及び入札説明書等に十分に留意のうえ、入札すること。
- (5) 入札をした者は、入札後、公告及び入札説明書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) その他必要事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、北上市契約規則（平成6年規則8号）及びその他関係法令の規定するところによる。

(契約書の作成及び締結)

第13条 落札者は、市から交付された契約書案を熟読のうえ記名押印し、落札者決定の日から7日以内に、これを市に提出しなければならない。

2 契約書の交付の日及び契約締結日は、入札会場または電子メールにおいて指示するものとする。

(入札結果等の公表)

第14条 この入札の結果は、落札者の決定後にホームページに掲載し閲覧に供することとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。